

就学猶予・免除されていた子が養護学校で教育を受けられるようになったが、それまで普通学校で学んでいた障害のある子たちが養護学校へ行かれるようになつたのである。私は、「養護学校はあかんねん！」という当事者の声を聞いて、はじめて本質がわかつた。

「フリースクールの運営やそこに通わせる保護者の経済的負担を軽減してほしい」「進学や就職を考慮して、フリースクールに通つたことを就学と公認してほしい」という声を否定することはできない。何とかされるべきだと思う。だからと言ってこの法案に賛成することはできない。当事者の声を、文科省は、似て非なるもの、いや、反対のものにしてしまおうとしているからだ。

フリースクールを視察に行つた文科大臣のコメントをニュースで聞いた。「きつい制服を無理やり着せるのではなく、その子にあつたものを着せねばいい」というような内容だった。きつい制服を作つてているのは誰だ！ と腹がたつた。学力向上の名のもとに、競争と管理をますます強めていこうとしている文科省が作ろうとしている普通学級の制服。それが、きつくて苦しい子は、無理して着ることはないと言つてゐるのだ。別の制服を用意します。そちらの方が楽ですよ、そのほうが、

その子のためですよと言つてゐる。36年前、そこで、たくさん用意されたのが養護学校や特殊学級だった。

今度も、さらに別の「制服」を作ろうとしている。あくまでも「自由服」ではなく「制服」なのだ。フリースクールに通つても「個別學習計画」をたて、それをチェックするのは、教育委員会なのだから、まさに、特別支援教育の拡大強化だ。

もう一つ、似てゐる空気を感じる。2004年に「発達障害者支援法」が成立した時のことを見い出す。あの時は、教育基本法が改悪されるという時だった。超党派の議員立法で、私たちは大きな反対運動もできぬまま、成立させてしまった。今回も同じ状況だ。安

保法案阻止に全力を注いでいる時に、これも超党派の議員立法だ。そんな中で、この法案を成立させてはならない。当事者の「フリースクールに制服はあかんねん！」という声に本質が見えるはず。

36年前、どんなに障害が重い子も普通学級に就学できるようにすべきだつた。文科省は、誰でもゆつたりと着ることができる制服にしていくべきだ。同じ教室の中で、多様性を認めあい、共に育つていくのが、障害者権利条約のいうインクルーシブ教育だ。教室から排除しておいて、多様な場をつくり、多様な機会を認めるというは、文科省のいう「インクルーシブ教育システム＝特別支援教育の充実」と同じで、インクルーシブ教育ではない。

「多様な教育機会確保法案」に反対する声明文

2015年8月 「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」

代表 下村小夜子

私たち登校拒否を考える親の会は、学校で

と学んできました。

傷つき、疲れ果てた子どもの姿から、不登校の子どもが条件をつけられずにゆつくり家庭で休むことを第一に保障されること、家庭が子どもにとって安心して過ごせる居場所であること、そのことが子どもの命を守ることだ

今、「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律（仮称）」（「多様な教育機会確保法」と通称）の法案が検討されており、国会に上程されようとしています。

この法案は、不登校になつて家庭を唯一の居